

実践編

I プログラム策定にあたって

- 「給付適正化プログラム」が実効ある適正化戦略となるためには、都道府県と市町村が一丸となってその実施に取り組むことが不可欠。そのためには、策定の過程において、都道府県と市町村で問題意識を共有したうえ、市町村の積極的な取組を促進するよう工夫をすることが必要。
- 国としての指針又は期待する水準等を6月頃に示す予定であり、それを参考として都道府県は各地域の実情を勘案し、県としての目標や考え方を保険者に対して示すなど、地域の状況に応じて進めることとする。
- なお、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年告示第314号)において、都道府県が作成する「介護保険事業支援計画」及び保険者が作成する「介護保険事業計画」においても、介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を定めることが望ましいとしており、「給付適正化プログラム」の策定は、計画に定めた事項を一層推進するために資するものである。